

～ ボランティア活動保険について ～

ボランティア活動先に行く途中や活動先でケガや事故がおきた場合は

まず、津島市社会福祉協議会までご連絡ください。

※つしま＊げんきボランティア活動中とは、つしま＊げんきボランティア活動を目的として、家を出発してから帰宅するまでの間です。

途中、買い物等、寄り道をした場合は活動中にはなりませんのでご注意ください。

1. 補償内容

- 賠償責任保険 2億円（自己負担 1,000円）
- 傷害保険 死亡・後遺障害 11,846,000円
入院保険（日額） 5,000円
通院保険（日額） 3,000円
- 保険料 1月1日から翌年1月1日まで、年間400円
（加入期間による差額はありせん）



2. お支払いする損害

< 賠償責任保険 >

つしま＊げんきボランティア活動中に発生した事故
(事故例)

- 自転車でつしま＊げんきボランティア活動に向かう途中、誤って通行人にケガをさせた。
- 自転車でつしま＊げんきボランティア活動に向かう途中、強風で転倒してしまい、その際、自転車が駐車してあった車に当たり傷をつけた。
- つしま＊げんきボランティア活動中、誤って施設のガラスを割った。

～以下の場合には補償されません。～

- 自動車の運行に起因する対人賠償、対物賠償（自動車保険にて対応できます）。
- 地震の原因によるもの。
- つしま＊げんきボランティアの方の心神喪失に起因する事故。
- 個人情報漏洩によるもの。

< 傷害保険 >

つしま＊げんきボランティアの方が、つしま＊げんきボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、身体に障害を被った場合に保険金（死亡、後遺障害、入院、通院保険金）をお支払いします。

(事故例)

- ・ 自転車をつしま※げんきボランティア活動に向かう途中、転倒してケガをした。
- ・ つしま※げんきボランティア活動中に転んでケガをした。
- ・ 自動車をつしま※げんきボランティア活動をしている際、事故に遭いケガをした。
(自動車保険と重複支払いできます)

～以下の場合には補償されません～

- ・ 地震の原因によるもの。
- ・ つしま※げんきボランティアの方の心神喪失に起因する事故。

◎傷害保険の種類と支払い方法

①死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガがもとで死亡したときは、11,846,000円お支払いします。

②後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガがもとで後遺障害が生じたときは、その程度に応じて11,846,000円の4%～100%をお支払いします。
※後遺障害保険金、死亡保険金を重複して支払う場合は、合計して11,846,000円が限度となります。

③入院保険金：事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガがもとで入院したとき、入院日数1日に対して5,000円をお支払いします。

④通院保険金：事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガがもとで通院したとき、90日を限度として、通院1日に対して3,000円をお支払いします。
ただし、平常のボランティア活動の従事することまたは平常の生活に支障の無い程度に治ったとき以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

⑤手術保険金：入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のために所定の手術を受けたときは、手術の種類に応じて5万円10万円20万円をお支払いします。
ただし、1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります。

《 お問い合わせ 》

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 名古屋第三支社

電話 052-262-1841

FAX 052-262-1846